平成２９年（フ）第１０４号
富山市新川原町４番10―205号　八人町コーポ
債務者　松井満里子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９６号
千葉県柏市千代田２丁目13番３号　コーポ司106号
債務者　武井　　亮
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５０９号
千葉県松戸市松戸新田473番地の73　レオパレスティエラⅠ―108号
債務者　小野　永吉
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５３８号
千葉県松戸市牧の原435番地の１　牧の原公団住宅１街区３棟604号
債務者　矢野アナリザ　サントスこと矢野アナリザこと　ヤノ　アナリザ　サントス
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２号
奈良県五條市居傳町800番地　２号棟306
債務者　倉石組こと　倉石　忠彰
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第１３号
奈良県五條市居傳町800番地　２号棟306
債務者　倉石和歌子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２９年（フ）第１１４号
広島県福山市山手町５丁目７番20―301号
債務者　若井　律子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１２３号
広島県福山市駅家町大字法成寺76番地１
債務者　小川　和子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１２９号
青森市大字金浜字稲田70番地１
債務者　毛利　久子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
青森県平川市本町南柳田25番地８、旧住所石川県加賀市片山津温泉セ１番地４　ウッズヒルポイントビル301号室
債務者　對馬智恵美
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第５３５号
千葉県柏市松ケ崎365番地１　エステ・コート北柏１―107号
債務者　二本柳　剛
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５３６号
千葉県柏市松ケ崎365番地１　エステ・コート北柏１―107号
債務者　二本柳郁子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５６１号
千葉県柏市西原１丁目18番１号　ベルウッド101号
債務者　岸　　高広
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６３号
山口市朝田1412番地１　リバティ・パレス203
債務者　山根　旬子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７８５号
東京都東大和市清水４丁目1109番地の60
債務者　西浦　美雪
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７９２号
東京都八王子市台町２丁目14番11号Ｔ’ｓｇａｒｄｅｎ西八王子ＷＥＳＴ405号
債務者　伊藤　由香
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部